

平成19年3月 第95回

大野・勝山地区広域行政事務組合議会 定例会 会議録（第1日）

平成19年3月26日（月）

午前10時 開議

1. 議事日程

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 副議長の選挙
- 第5 議案第1号から議案第9号まで（9件）  
（一括上程、提案理由の説明）

2. 出席議員（11名）

1番	前川 茂一 君	2番	清水 清蔵 君
3番	小林 喜仁 君	4番	椿山 弘 君
5番	廣田与三次郎君	6番	藤堂 勝義 君
7番	川端 義秀 君	8番	宮澤 秀樹 君
9番	高岡 和行 君	10番	松井 治男 君
11番	畑中 章男 君		

3. 説明のため出席した者

管理者	岡田 高大 君	副管理者	山岸 正裕 君
参事	石倉 善一 君	参事	松山 保雄 君
愛護センター 所長	中森 繁夫 君	総務部長	松田 勉 君
市長公室長	梅澤 順一 君	事務局長	谷 秀明 君

事務局次長

和田 龍三 君

事務局次長

長谷川幸雄 君

#### 4. 書 記

書記長

下河 育太 君

書記次長

鉦崎 昭治 君

書 記

川端 秀和 君

## 5. 議事

(午前10時00分 開会)

### ○ 議長(清水清蔵君)

これより、平成19年3月、第95回大野・勝山地区広域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元にお配りしたとおりであります。

直ちに、本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

次に、大野市議会議員の任期が2月20日に満了となり、2月27日、新たに大野市議会において、藤堂勝義議員、川端義秀議員、宮澤秀樹議員、高岡和行議員、松井治男議員、畑中章男議員が大野・勝山地区広域行政事務組合議会議員として選出されましたので、ただいまからご紹介申し上げます。

藤堂勝義君、ご起立を願います。

(藤堂勝義君 起立 礼 着席)

### ○ 議長(清水清蔵君)

川端義秀君、ご起立を願います。

(川端義秀君 起立 礼 着席)

### ○ 議長(清水清蔵君)

宮澤秀樹君、ご起立を願います。

(宮澤秀樹君 起立 礼 着席)

### ○ 議長(清水清蔵君)

高岡和行君、ご起立を願います。

(藤堂勝義君 起立 礼 着席)

### ○ 議長(清水清蔵君)

松井治男君、ご起立を願います。

(松井治男君 起立 礼 着席)

### ○ 議長(清水清蔵君)

畑中章男君、ご起立を願います。

(畑中章男君 起立 礼 着席)

### ○ 議長(清水清蔵君)

以上で、ご紹介を終わります。

この際、議事の進行上、新しく選任された

6名の諸君の仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

次に、議会運営委員として、藤堂勝義君、宮澤秀樹君、高岡和行君の3名が就任され、先刻開催された議会運営委員会において、互選の結果、委員長に高岡和行君が選任された旨申し出がありましたので、あわせてご報告いたしておきます。

以上で、諸般の報告を終わります。

これより日程に入ります。

日程第1「議席の指定」を行います。

このたび、新たに当組合議会議員となりました藤堂勝義君、川端義秀君、宮澤秀樹君、高岡和行君、松井治男君、畑中章男君の議席については、会議規則第4条第2項の規定により、議長において、

6番 藤堂勝義君、

7番 川端義秀君、

8番 宮澤秀樹君、

9番 高岡和行君、

10番 松井治男君、

11番 畑中章男君

をそれぞれ指定いたします。

日程第2「会議録署名議員」の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第73条の規定により、議長において、

4番 椿山 弘君、

6番 藤堂勝義君

の両名を指名いたします。

日程第3「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期につきましては、先刻、議会運営委員会において協議の結果、本日から28日までの3日間とすることで意見の一致を見ておりますのでそのようにしたいと思

ます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長(清水清蔵君)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から28日までの3日間と決定いたしました。

日程第4「副議長の選挙」を議題といたします。

ただいま、副議長が欠員となっておりますので、これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長(清水清蔵君)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

それでは、議長において指名することにしたしたいと思いますますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長(清水清蔵君)

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

大野・勝山地区広域行政事務組合議会副議長に、畑中章男君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました畑中章男君を当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長(清水清蔵君)

ご異議なしと認めます。

よって、畑中章男君が、大野・勝山地区広域行政事務組合副議長に当選されました。

ただいま、大野・勝山地区広域行政事務組合議会副議長に当選されました畑中章男君が、議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、本席から告知いたします。

ここで、副議長に当選されました畑中章男君よりごあいさつをお受けいたします。

(副議長 畑中章男君 登壇)

○ 副議長(畑中章男君)

一言、ごあいさつを申し上げます。

ただいまは、議員各位のご推挙により、栄えある大野・勝山地区広域行政事務組合副議長という要職に選ばれましたことは、浅学非才の私にとりまして、まことに身に余る光栄であり、心から厚くお礼申し上げます。

副議長の職務を務めるに当たり、私、皆様のご期待に添うよう、誠心誠意努力いたす所存でございますので、議員並びに理事者各位の温かいご協力をお願い申し上げます。

さて、当広域行政事務組合では、長年の課題でありました一般廃棄物処理施設が、昨年7月から稼働を始めており、今後は、廃棄物の排出抑制、並びに適正な分別、収集、処分等の処理により、この奥越地域の生活環境の保全を図るための重要な役割を担うこととなりました。

私、副議長の要職を拝しましたからには、清水議長の補佐役として、これから広域行政事務組合に課せられた役割を果たしていくために、公正な立場で議会の運営に努める所存でございますので、議員各位並びに理事者におかれましては、何とぞご支援・ご協力ほどよろしくお願い申し上げまして、就任のごあいさつにかえさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

○ 議長(清水清蔵君)

日程第5「議案第1号から議案第9号まで」の9議案を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者、岡田君。

(管理者 岡田高大君 登壇)

○ 管理者(岡田高大君)

第95回大野・勝山地区広域行政事務組合議会定例会の開会に当たり、当広域行政事務組合の主要な事業の取り組み状況について申し上げますとともに、ただいま上程されました平成19年度当初予算案をはじめとする各議案のご説明を申し上げます。

さて、今議会から大野市議会より藤堂勝義議員、川端義秀議員、宮澤秀樹議員、高岡和行議員、松井治男議員、畑中章男議員が新たに当広域行政事務組合議会議員として選出されたところであります。ご就任の議員におかれましては、当圏域発展のため、今後なお一層のご指導を賜りますようお願い申し上げます。

また、今ほどの副議長選挙におきましては、議員各位の信任を受けられました畑中章男議員が副議長に当選されましたことは、心からお祝い申し上げますとともに、当組合議会の円滑な運営にご尽力をいただきますよう、あわせてお願いを申し上げます。

この冬は、1月、2月にはほとんど積雪がなく、穏やかな気候でしたが、エルニーニョ現象の終息した3月には、寒波が連続して到来し、積雪の少なくなったスキー場などには、恵みの雪となりましたが、既に営業を終了したスキー場などには、時機を失した雪となり、複雑な思いであります。

さて、地方と国の関係につきましては、昨年12月に地方分権改革推進法が成立いたしました。今後、4月に発足する予定の地方分権改革推進委員会において、新地方分権一括法の制定に向けた検討が開始される運びとなっ

ております。

いわゆる、第2期分権改革が、国の単なる歳出削減等を達成する手段とされることがないよう、全国知事会や市長会で構成する地方六団体が設置した「地方分権改革推進本部」などにおいて、地方団体が結束して具体案を検討していかねばなりません。この法律は、真の地方分権改革を実現するための推進力となって、国と地方が対等の立場で協議しながら、国から地方への権限及び税財源のさらなる移譲等がなされ、早期に「豊かな自治」が実現するよう、あらゆる機会をとらえて要望してまいります。

それでは、当広域行政事務組合の主な事業の取り組み状況につきまして、その概要のご報告を申し上げます。

まず、一般廃棄物処理施設管理運営事業について申し上げます。

一般廃棄物処理施設については、2月13日より3月12日までの1カ月間、定期点検を行ったところであります。ガス化炉、熔融炉、廃熱ボイラーをはじめ非常用発電機など、ごみ処理施設内の各種機器の労働安全衛生法及び電気事業法に基づく法定点検並びに定期点検を行いました。特に大きな異常はございませんでした。

また、3月1日には、地元大野市南新在家区、勝山市岩ヶ野区など6区の区長にお集まりいただき、「ごみ処理施設監視委員会」を開催したところであります。施設から排出される排ガスなどの測定データをお示しし、汚染物質が基準値以内であることをご確認いただいたところであります。

次に、介護認定審査会運営事業及び障害者介護給付市町村審査会運営事業について申し上げます。

大野・勝山地区介護認定審査会及び障害者介護給付市町村審査会の平成19年度より任期

2年の委員、それぞれ20名につきまして、2月22日に委嘱式を行いました。介護保険制度については、平成17年に制度改正が行われたところですが、認知症の判定等、今後の研究に待つことも多々あります。

また、障害者自立支援制度については、昨年4月に施行されたばかりであり、自立支援に向けての積み残している課題も多く、適正な審査に心がけてまいります。

次に、青少年健全育成事業について申し上げます。

奥越青少年愛護センターでは、青少年の非行防止のために委嘱しております170名の補導委員を中心に、地域に密着した街頭補導と「愛の一声運動」を推進するとともに、青少年指導員による面接及び電話による相談活動などを実施しております。

また、2月8日には、長年、空き缶を集め、売却したお金で購入した車いすを福祉団体に寄贈するなどの公共生活への貢献や環境美化を行った個人1名、団体4件の善行青少年表彰を実施したところでございます。

次に、観光事業について申し上げます。

1月25日から30日まで、東京・京王百貨店におきまして開催された県主催の「越前若狭物産展」に当組合が事務局を兼ねる「奥越前観光連盟」として出展し、奥越地域の特産品の販売やトークショーによる観光客誘致を行い、4,000人を超える来客があったほか、2月10日、11日にも大阪・高島屋において開催された同様の企画に参加したところであります。

ところで、当組合と郡上市が交代で事務局を務めてまいりました福井・岐阜広域観光推進協議会については、市町村合併により岐阜圏域の事務局体制が大幅に変更になったこと、両圏域統一の観光PR事業については、一定の成果が得られたことなどにより、この3月末をもって解散することといたしました。

しかし、中部縦貫自動車の早期全線完成のためにも、両圏域の交流を図っていく必要があるとの判断から、両圏域住民による「味の交流」をはじめとした観光交流事業として続けてまいりたいと考えております。

次に、組合規約の変更について申し上げます。

平成19年4月1日より改正地方自治法が施行されること及び組合事務所の位置を大野市南新在家とすることについて、大野市・勝山市に組合規約の変更協議をお願いしていましたが、先日、ご同意をいただきましたので、今後、県に規約変更の許可申請を行ってまいります。

それでは、本定例会に提出の各議案等の概要についてご説明申し上げます。

平成19年度予算議案につきましては、ごみ処理施設の管理運営経費を平成18年度当初では、7月から3月までの9カ月間の計上であったものを、通年計上にしたことなどによって増額しております。この結果、一般会計予算では、7億3,572万6,000円、ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算では、597万3,000円のご審議をお願いするものであります。

その他の議案でございますが、平成18年度補正予算案が1議案、大野・勝山地区広域行政事務組合情報公開条例など、条例案が5議案、一部事務組合の規約変更の同意を求めるもの1議案についてご審議をお願いするものであります。

これらの議案について、後ほど事務局長から、その詳細を説明させていただきますので、よろしくご審議の上、妥当なご決議を賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（清水清蔵君）

事務局長、谷君。

（事務局長 谷 秀明君 登壇）

○ 事務局長（谷 秀明君）

それでは、今定例会に提出されております9議案についてご説明を申し上げます。

まず、

議案第1号 平成19年度大野・勝山地区広域行政事務組合一般会計予算であります。第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7万3,542万6,000円と定めるものであります。

第2項で定めています歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は3ヅ、4ヅの第1表歳入歳出予算のとおりであります。

第2条で、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額を1億5,000万円と定めております。

第3条で、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用できる場合を、各項に計上した給料、職員手当及び共済費にかかる予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定めるものであります。

歳出からご説明いたします。4ヅをお開き願います。

款1 議会費、項1 議会費、52万4,000円は、組合議会の運営に要する経費であります。

款2 総務費は、8,635万4,000円で、その内訳は項1 総務管理費8,632万4,000円、項2 監査委員費3万円であります。総務管理費の主なものは、職員人件費、行政事務費、広域圏計画振興事業費、青少年愛護センター経費、特別会計繰入金などです。

款3 民生費、項1 社会福祉費1,269万4,000円は、介護保険認定審査会及び障害者介護給付市町村審査会の運営に要する経費であります。

款4 衛生費、項1 清掃費5億5,170万7,000円は、ガス化溶融施設、リサイクルプラザ、最終処分場の管理運営に要する経費及び減債

基金積立金であります。

款5 公債費、項1 公債費8,394万7,000円は、組合債償還利子及び一時借入金利子であります。

款6 予備費、項1 予備費は、前年度と同額の50万円でありまして、歳出の合計は7億3,572万6,000円です。

次に、歳入であります。3ヅをお開きください。

款1 分担金及び負担金、項1 負担金6億4,210万4,000円は、大野市、勝山市からの負担金です。

款2 使用料及び手数料は、3,904万1,000円で、その内訳は項1 使用料1,000円、項2 手数料3,904万円です。

この手数料は、施設への持ち込みごみの処理手数料です。

款3 県支出金、項1 県補助金463万7,000円は、県からの派遣職員にかかる人件費補助及び青少年愛護センター事業に対する補助金です。

款4 財産収入、項1 財産運営収入174万8,000円は、減債基金の預入利子収入です。

款5 繰入金、項1 繰入金1,000円。

款6 繰越金、項1 繰越金1,000円は費目の設定をさせていただいたものであります。

款7 諸収入は、4,819万4,000円で、その内訳は項1 組合預金利子1,000円、項2 雑入4,819万3,000円です。雑入の主なものは再資源化物の売却代金、農業共済事業にかかる剰余金です。

以上、歳入合計7億3,572万6,000円を見込みまして、歳出との整合を図った次第です。

次は、

議案第2号 平成19年度大野・勝山地区広域行政事務組合ふるさと市町

#### 村圏振興事業特別会計

であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ597万3,000円と定めるものであります。

歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、3頁、4頁の第1表歳入歳出予算のとおりであります。

歳出からご説明をいたします。4頁をお開き願います。

款1 総務費、項1 総務管理費10万2,000円。

款2 ふるさと市町村圏振興事業、項1 ふるさと市町村圏振興事業587万1,000円、合計597万3,000円であります。

19年度の事業といたしまして、ふれあい広域圏交流事業、ふるさと市町村圏計画振興管理事業、特産品プレゼント事業、観光パンフレット作成事業、観光宣伝事業、広域観光推進調査研究事業、九頭竜テラル高原わくわく体験の旅事業を計画しております。

次に、歳入であります。3頁をお開き願います。

款1 財産収入、項1 財産運用収入145万円。

款2 繰入金、項1 繰入金426万2,000円。

款3 繰越金、項1 繰越金1,000円。

款4 諸収入、項1 雑入26万円。

合計597万3,000円であります。

次に、

議案第3号 平成18年度大野・勝山地区広域行政事務組合一般会計補正予算(第3号)

であります。今回、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,065万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億991万1,000円と定めるものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、3頁、4頁の第1表歳入歳出予算のとおりであります。

4頁をお開き願います。

歳出であります。款4 衛生費、項1 清掃費で4,065万円の減額であります。ごみ処理施設、最終処分場の施設運営管理経費が当初の見込みより大きく下回ることが判明いたしましたので、今回、減額補正をするものであります。

次に、3頁をお願いいたします。

歳入におきましては、款1 分担金及び負担金、項1 負担金で4,100万円を減額し、款4 財産収入、項1 財産運用収入で35万円を追加するものであります。

続きまして、

議案第4号 大野・勝山地区広域行政事務組合情報公開条例についてご説明いたします。

この条例は、公文書の公開を求める権利の内容を明らかにするとともに、組合が保有する公文書の公開の手続、その他必要な事項を定めることにより、住民参加による開かれた広域行政の推進に資することを目的として制定するものであります。

この条例は、公布の日から施行することとしております。

次の、

議案第5号 大野・勝山地区広域行政事務組合個人情報保護条例

であります。議案第4号の情報公開条例とも関連しまして、一体的に整備する必要がある条例でありまして、個人情報の取り扱いについての基本的事項を定め、組合が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とするものであります。なお、この条例につきましても、公布の日から施行することとしております。

次に、

議案第6号 大野・勝山地区広域行政事務組合公告式条例等の一部を改



#### 正する条例

であります、このたびの組合規約の変更に  
伴い、公告式条例など、8 条例について関係  
部分を改正するものであります。この条例は、  
公布の日から施行するものであります。

次に、

議案第 7 号 大野・勝山地区広域行政事務  
組合一般職の職員の勤務時間、  
休暇等に関する条例の一部を  
改正する条例

であります、国家公務員の勤務時間、休暇  
等に関する人事院規則の改正に準じ、平成19  
年 4 月 1 日から有給の休息時間を廃止するた  
め、所要の改正を行うものであります。

次に、

議案第 8 号 大野・勝山地区広域行政事務  
組合一般職の職員の給与に関  
する条例の一部を改正する条  
例

であります、昨年の人事院勧告に基づく国  
家公務員の給与の改正に準じ、扶養手当にか  
かる規定を改正するものであります。なお、  
この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行す  
るものであります。

最後に、

議案第 9 号 福井県市町村総合事務組合を  
組織する地方公共団体の数の  
増加及び同組合規約の変更に  
ついて

であります、福井県市町村総合事務組合に平  
成19年 4 月 1 日から「福井県後期高齢者医療  
広域連合」及び「坂井地区水道用水事務組  
合」を加入させ、「勝山上志比衛生管理組  
合」の名称を変更するとともに、規約に会計  
管理者の条文を加えるものであります。

以上、簡単でございますが、提出議案の説  
明を終わらせていただきます。

○ 議長（清水清蔵君）

以上で、本日の日程が全部終了いたしまし  
た。

ただいま、議題となっております議案に対  
する質疑を含め、一般質問は28日に行います。

質問通告は、明日27日の正午までにお願  
いをいたします。

本日は、これにて散会いたします。大変、  
ご苦労さまでございました。

（午前10時36分 散会）